第1章 総則

(目的)

第1条 この内規は、大阪大学産業科学研究所楠本会館(以下「会館」という。)の使用 に関して、必要な事項を定めるものとする。

(会館の用途)

- 第2条 会館は、次の各号に掲げる用途に供するものとする。
 - (1) 本学が主催する各種会議及び行事等
 - (2) 本学が招へいする研究者等の宿泊
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、産業科学研究所長(以下「所長」という。) が適当と 認めるもの

(会館の施設)

- 第3条 会館に、次の各号に掲げる施設を置く。
 - (1) 会議室
 - (2) ミーティングスペース
 - (3) 宿泊室

(使用責任者)

- 第4条 会館の使用の申込ができる者(以下「使用責任者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 本学の教職員で所属長が認めた者
 - (2) その他所長が適当と認めた者

(使用の手続)

- 第5条 会館の使用を希望する者は、あらかじめ所定の方法により申し込みを行い、使用 許可書の交付を受けるものとする。ただし、本研究所の教職員による会議室及びミーティングスペース(以下「会議室等」という)の使用の場合は、この限りではない。
- 2 使用を変更する場合は、前項に準じて改めて使用の申し込みを行い、使用許可書の再交付を受けるものとする。

(使用許可の取消等)

- 第6条 所長は、使用責任者又は使用者がこの内規に違反した場合には、使用の許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。
- 2 前項のほか、本研究所において特別の必要が生じた場合は、使用の許可を変更し、又は取り消すことがある。

(使用条件等)

第7条 使用責任者及び使用者は、別に定める「楠本会館使用留意事項」の内容を遵守しなければならない。

(損害の弁償)

第8条 使用責任者及び使用者は、会館の施設及び設備品の全部又は一部を滅失し、若しくは破損した場合は、当該損害の額に相当する金額を賠償しなければならない。

第2章 会議室等

(使用日及び使用時間)

- 第9条 会議室等は、原則として次の各号に掲げる日を除き使用することができる。
 - (1) 土曜日、日曜日及び祝日(振替休日を含む。)
 - (2) 年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)
 - (3) 本研究所が定める夏季一斉休業期間
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、所長が指定する日
- 2 会議室等の使用時間は、原則として午前9時から午後5時までとする。

(使用料)

第10条 会議室等の使用料は、徴収しない。

第3章 宿泊室

(使用日及び使用時間)

- 第11条 宿泊室は、原則として次の各号に掲げる日を除き使用することができる。
 - (1) 年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)
 - (2) 本研究所が定める夏季一斉休業期間
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、所長が指定する日
- 2 宿泊室の使用時間は、午後2時から翌日午前10時までとする。ただし、引き続き2 泊以上宿泊する場合は、宿泊開始日の午後2時から宿泊終了日の午前10時までとする。
- 3 宿泊期間は、原則として短期利用は30泊以内、長期利用は31泊以上1年以内とする。

(使用料)

- 第12条 宿泊室の使用責任者又は使用者は、別に定めるところにより使用料を現金により原則として前納しなければならない。
- 2 既納の使用料は、特別な場合を除き、返還しない。 附 則
- 1 この内規は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 楠本会館の使用に関する申し合せ事項(昭和59年2月16日制定)及び楠本会館の 宿泊に関する申し合せ事項(昭和59年2月16日制定)は廃止する。

附即

この改正は、平成23年1月20日から施行する。